平成２６年（フ）第２６５号
栃木県宇都宮市御幸本町4627番地55　アレストセントＤ号室、前住所茨城県常総市崎房2546番地１
債務者　佐藤　一至
１　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６６号
栃木県宇都宮市御幸本町4627番地55　アレストセントＤ号室、前住所茨城県常総市崎房2546番地１
債務者　許　　靜雯
１　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８０号
栃木県宇都宮市東塙田２丁目８番22号
債務者　柴田　一雄
１　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９２号
岡山市東区城東台南１丁目14番15号
債務者　安本　伸也
１　決定年月日時　平成26年７月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３８号
岡山市南区福島２丁目13番21号
債務者　宇治　智美
１　決定年月日時　平成26年７月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６４号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目26番５号、前住所栃木県宇都宮市下栗町2909番地１　パルテールＡ103号室
債務者　有馬久美子
１　決定年月日時　平成26年７月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１号
長野県佐久市長土呂1347番地２
債務者　角田香緒里
１　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第２６号
長野県北佐久郡立科町大字桐原135番地12
債務者　宮下　裕介
１　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第２８号
長野県佐久市小田井1202番地９
債務者　髙橋　弘樹
１　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月17日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第３０号
長野県佐久市望月699番地５
債務者　鷹野　奈美
１　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月17日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１１８号
北海道中川郡幕別町札内泉町79番地の77
債務者　新岡久美子
１　決定年月日時　平成26年７月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
北海道帯広市西19条南２丁目７番10号　ほくしん西館205号室
債務者　奥本　利昭
１　決定年月日時　平成26年７月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
北海道帯広市西19条南２丁目７番10号　ほくしん西館205号室
債務者　奥本　明美
１　決定年月日時　平成26年７月７日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
静岡県浜松市中区曳馬２丁目１番17号　チェリーコート101号室、前住所静岡県浜松市南区飯田町106番地　テラスカトレアＢ
債務者　奥村　勝巳
１　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
静岡市清水区二の丸町７番21号505、住民票上の住所静岡市清水区二の丸町７番21号501
債務者　高宮　公子
１　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月29日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部